

平成26年度兵庫県大学図書館協議会研究会
平成26年12月12日(兵庫県立大学)

大学図書館著作権検討委員会 の活動と機関リポジトリ

信州大学附属図書館
森 一郎

目次に代えて (1/3)

年	月	事柄
昭和45年	5月	著作権法 [全面改正] (昭和46年1月1日施行)
昭和51年	9月	著作権審議会第4小委員会(複写複製関係)報告書
昭和63年	10月	日本複写権センター設立発起人会 =>日本複写権センター (平成3年9月) =>日本複製権センター (平成24年4月)
平成元年	2月	学協会著作権協議会 =>学術著作権協会 (平成11年4月)
平成12年	11月	<=著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律 著作権等管理事業法 [制定] (平成13年10月1日施行)
平成13年	1月	日本著作出版権管理システム (JCLS) =>出版者著作権管理機構 (JCOPY) (平成21年4月)
	3月	国公立大学図書館協力委員会著作権問題拡大ワーキンググループ =>国公立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会 (平成14年10月)
	9月	著作権ポスター [日本図書館協会共同版]

目次に代えて (2/3)

年	月	事柄
平成14年	2月	<p>大学図書館における著作権問題Q&A [第1版] =>同 (第2版) (平成15年3月) =>同 (第3版) (平成16年3月) =>同 (第4版) (平成17年3月) =>同 (第5版) (平成18年3月) =>同 (第6版) (平成20年3月) =>同 (第7版) (平成21年3月) =>同 (第8 [最新] 版) (平成24年3月)</p>
	11月	<p><=文化庁著作権審議会マルチメディア小委員会「図書館における著作物等の利用に関するワーキング・グループ」(平成12年10月) <=図書館等における著作物等の利用に関する検討(平成14年2月) 図書館等における著作物等の利用に関する当事者協議 =>図書館における著作物の利用に関する当事者協議会(平成16年5月)</p>
平成15年	1月	大学図書館における文献複写に関する実務要項
平成16年	3月	大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン
	4月	日本出版者著作権協会
平成17年	2月	千葉大学学術成果リポジトリ (CURATOR)

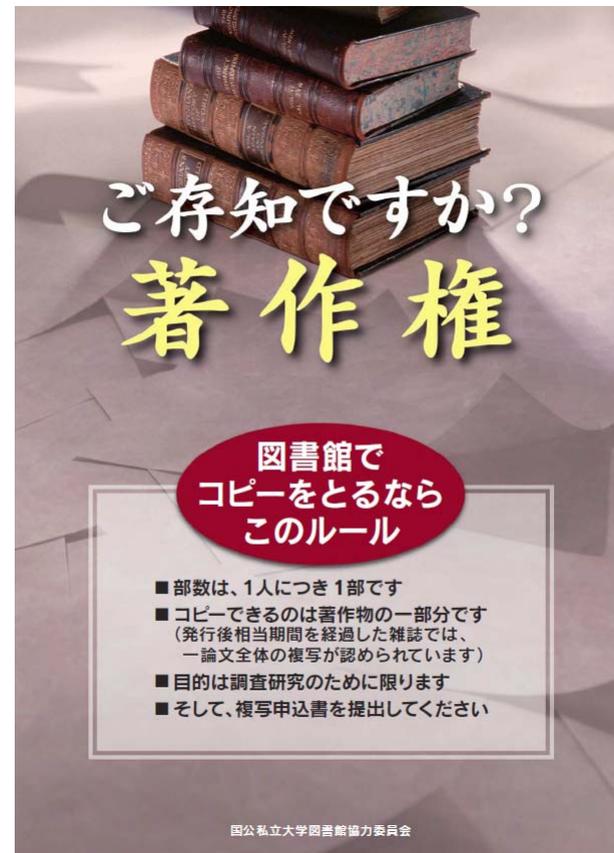
目次に代えて (3/3)

年	月	事柄
平成18年	1月	複製物の写り込みに関するガイドライン
		図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン
	2月	国立国会図書館と大学図書館との連絡会
平成19年	3月	学協会著作権ポリシーデータベース (SCPJ)
平成20年	3月	著作権啓発ポスター [独自版]
平成22年	2月	図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン
平成23年	4月	大学図書館コンソーシアム連合 (JUSTICE)
平成25年	3月	学位規則 [改正] (同年4月1日施行)
	8月	機関リポジトリ推進委員会
平成26年	7月	大学刊行の定期刊行物に関する著作権法第31条第1項第1号の「発行後相当期間」の扱いについて

著作権（啓発）ポスター



日本図書館協会共同版



独自版

[http://www.janul.jp/j/
documents/coop/
poster_080327.pdf](http://www.janul.jp/j/documents/coop/poster_080327.pdf)

大学図書館における著作権問題Q&A

○ 大学図書館著作権検討委員会作成

<http://www.janul.jp/j/documents/coop/copyrightQA.pdf>

◎ 大学図書館における著作物の利用に関して、大学図書館としての考え方をQ&Aの形でまとめたもの。

- 1つの問題に対して複数の考え方がある場合、妥当と考えられる順に、それらを併記している。
- 権利者側との合意に基づき作成したガイドライン等を附録にしている

図書館における著作物の 利用に関する当事者協議会

年	月	会議名称
平成12年	10月	文化庁著作権審議会マルチメディア小委員会「図書館における著作物等の利用に関するワーキング・グループ」
平成14年	2月	図書館等における著作物等の利用に関する検討
平成14年	11月	図書館等における著作物等の利用に関する当事者協議
平成16年	5月	図書館における著作物の利用に関する当事者協議会

権利者側団体	学術著作権協会，出版者著作権管理機構，日本映像ソフト協会，日本書籍出版協会，日本文藝家協会
	(オブザーバ) 日本新聞協会，日本複製権センター
図書館側団体	国公立大学図書館協力委員会，全国学校図書館協議会，全国公共図書館協議会，専門図書館協議会，日本図書館協会
	(オブザーバ) 国立国会図書館，日本看護図書館協会

(50音順，平成26年11月現在)

大学図書館における文献複写に関する実務要項

○ 国公立大学図書館協力委員会作成

<http://www.janul.jp/j/documents/coop/yoko.pdf>

◎ 著作権法上は図書館でのコピー(複製行為)は図書館が主体でなければならないと解釈されているが、利用者が複製行為を行う場合の要項。

- 図書館は著作権法尊重態度を周知。
- 利用者は複写内容を記載した申込書と31条の諸条件を守る誓約書(両者を兼ねた様式で可)とを提出。
- 図書館は利用者のコピーが31条の諸条件に合致しているかを確認。

※「大学図書館における文献複写に関する実務要項」解説

<http://www.janul.jp/j/documents/coop/kaisetsu.pdf>

大学図書館間協力における 資料複製に関するガイドライン

○ 国公立大学図書館協力委員会作成

http://www.janul.jp/j/documents/coop/ill_fax_guideline_090701.pdf

◎ 著作権法上は図書館がコピー(複製物)をFAX等により送信することはできないと解釈されているが、契約(合意)で可能とした送信に関するガイドライン。

- ベースに国公立大学図書館協力委員会と出版者著作権管理機構との契約および学術著作権協会との合意がある。
- 図書館から図書館への送信のみ(利用者への直接送信は不可)に限られる。
- 「中間複製物」の破棄義務がある。
- 購入努力義務がある。

複製物の写り込みに関するガイドライン

- 日本図書館協会，国公立大学図書館協力委員会，全国公共図書館協議会作成

http://www.janul.jp/j/documents/coop/utsurikomi_guideline.pdf

- ◎ 1ページに納まっているような著作物をコピーして提供する場合，厳密には「一部分」を超える部分は隠したりした上でコピーするなどの必要があるが，そのような場合の運用についてのガイドライン。

- あくまで1ページという単位が原則。
- 楽譜，地図，写真集・画集，雑誌の最新号は対象外。

- ※ 「複製物の写り込みに関するガイドライン」に関するQ&A

http://www.janul.jp/j/documents/coop/utsurikomi_guidelineQA.pdf

図書館間協力における現物貸借で借り受けた 図書複製に関するガイドライン

- 日本図書館協会，国公立大学図書館協力委員会，全国公共図書館協議会作成

http://www.janul.jp/j/documents/coop/ill_copy_guideline.pdf

- ◎ 著作権法上は図書館間協力で借り受けた資料を借りた側の図書館でコピーできないと解釈されているが，それらの資料に対する複写申込があった場合のガイドライン。

- 雑誌や視聴覚資料は対象外。
- 入手困難な“図書”に限られる。
- 双方が，いわゆる31条図書館であることが必要。
- 通常の複写サービスとは別手続の設置が必要。
- 購入努力義務がある。

- ※ 「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」に関するQ&A

http://www.janul.jp/j/documents/coop/ill_copy_guidelineQA.pdf

図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条 第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン

- 国公立大学図書館協力委員会，全国学校図書館協議会，全国公共図書館協議会，専門図書館協議会，日本図書館協会作成
<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/20130902.doc>
- ◎ 37条3項の「視覚による表現の認識に障害のある者」や「視覚障害者等が利用するために必要な方式」などに関するガイドライン。
 - 「視覚による表現の認識に障害のある者(以下、「視覚障害者等」)」は，広めに捉えられている。
 - 視覚障害者等については，添付の確認項目リストで確認の上，一般利用者とは別の登録が必要。
 - 「視覚障害者等が利用するために必要な方式」についても広めに捉えられている。
 - 録音図書等の市販状況の確認方法について定められている。

大学刊行の定期刊行物に関する著作権法第31条第1項第1号の「発行後相当期間」の扱いについて

○ 国公立大学図書館協力委員会作成

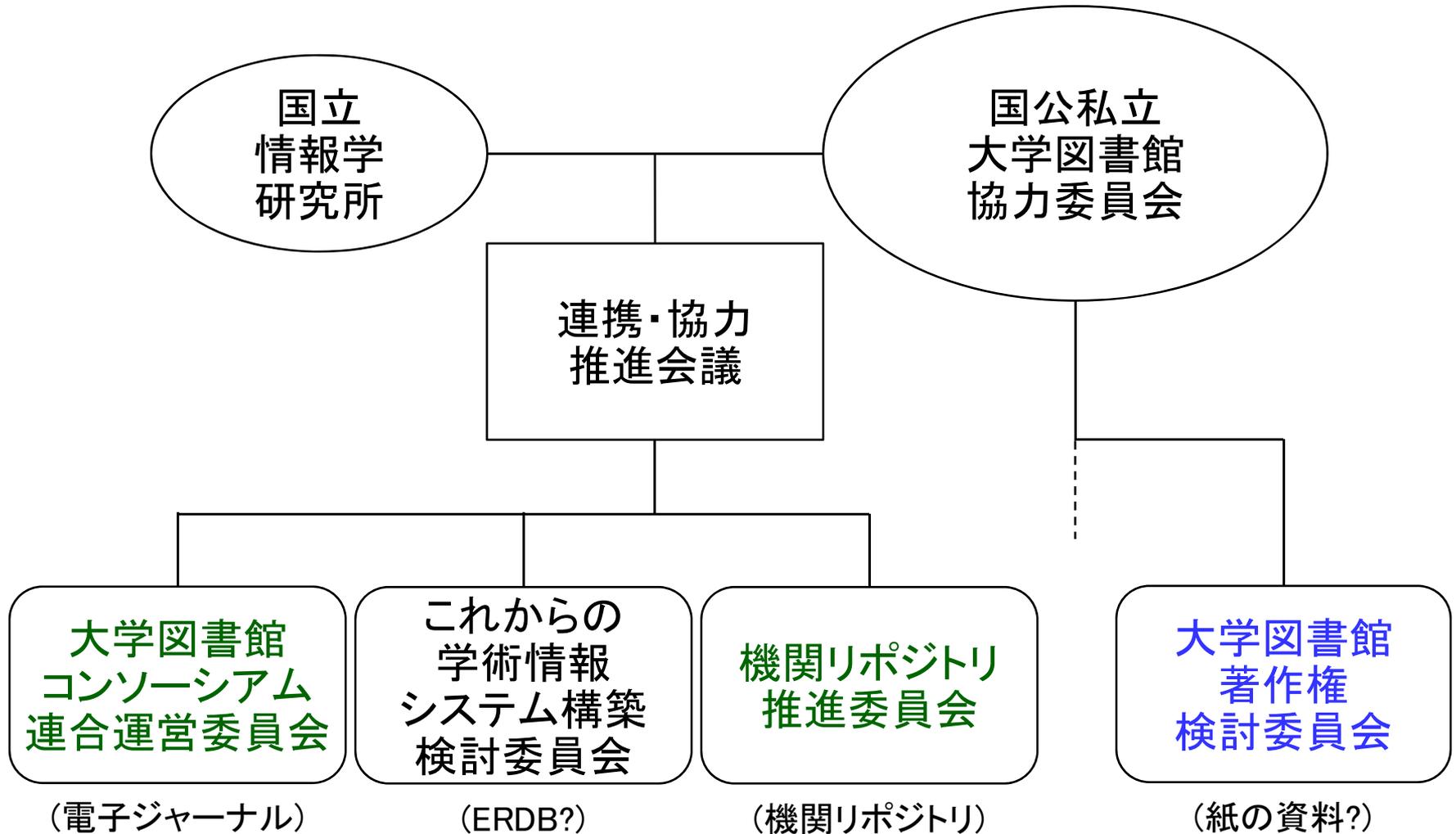
大学図書館協力ニュース(Vol. 35, no. 3 (2014) p. 1)

- ◎ 多くの大学で機関リポジトリが設置され、紀要等が刊行直後から電子的に公開されるようになったことなどを受けた、大学が刊行する定期刊行物に係る、著作権法第31条第1項第1号の「発行後相当期間」の扱い。
- 大学が刊行する定期刊行物については、各大学図書館が受入した時点で「発行後相当期間」が経過したものとみなす。
- 販売されているもの、著作権等管理事業者に権利委託されているもの、著作権等を学会等の大学以外が有しているもの、を除く。

大学図書館著作権検討委員会のその他の活動

- ◆ 日本図書館協会著作権委員会への委員派遣
- ◆ 大学図書館職員短期研修への講師派遣
- ◆ 学術ポータル担当者研修(現:学術情報ウェブサービス担当者研修)への講師派遣
- ◆ 法改正等に関する意見募集(パブリックコメント)への意見提出

会議体の連携



大学の知の発信システムの構築に向けて

○ 機関リポジトリ推進委員会作成

http://ir-suishin.repo.nii.ac.jp/?action=common_download_main&upload_id=22

◎ 機関リポジトリによる学術情報流通の変革を目標とする「戦略的重点課題」や「当面の行動計画」をまとめたもの。

- 「戦略的重点課題」として“オープンアクセス方針の策定と展開”“将来の機関リポジトリ基盤の高度化”“コンテンツの充実と活用”“研修・人材育成”を掲げ、それぞれに対応する「当面の行動計画」を記載している。
- 直接、著作権が関係するような項目はないものの、“オープンアクセス方針の策定と展開”の1つとして「…政府，研究助成機関の動向把握と強調」がある。